

T i k T o k 市長の諸問題に
関する報告書

令和6年9月

1. 事務決裁についての検証

(適切な決裁を行うための取り組みについて)

(1) 目的

令和4年10月から令和5年6月にかけて実施された TikTok を活用した事業(令和4年度：てだこウォーク誘客促進実証実験事業、令和5年度：SNS (TikTok) を活用した浦添 PR 事業) については「市政運営に関する調査特別委員会」及び「浦添市ソーシャルメディア調査委員会」においても指摘があったとおり、不適切な事務執行が多々見られた。

事務手続きの瑕疵については、日頃から適切な事務処理を心掛けることで防ぐことができるものであり、再びこのような過ちを起こさないよう、ここに問題点を整理し、今後の再発防止に努めるものとする。

(2) 検証項目

①【事業実施に至るまでの検討は十分であったか】

本事業の出発点は、年度途中で急遽、事業化されたものである。そのため、何の目的で、どのように事業を進めていくのか、十分な議論がされないままスタートさせた感は否めず、場当たりの事業執行となってしまった。

◆再発防止について

事業を実施するにあたっては、その事業の実施目的、実施によって得られる効果をしっかり検討したうえで取り組むものとし、環境が整っていない中では事業の開始を遅らせる、もしくは実施しないものとする。

特に新規事業については、予期しない事項の発生も想定し、時間に余裕のあるスケジュールのもと慎重に検討していくものとする。

②【予算を活用した事業に即した内容であったか】

本事業は、令和4年度についてはてだこウォーク実行委員会、令和5年度については沖縄国際会議観光都市推進連絡協議会からの助成金を活用して実施されたものである。動画自体は市の PR を行うことで観光誘客につなげていくという目的で制作されたものであるが、動画を一つ一つ単体で見ると必ずしもその事業

(てだこウォーク等)に直接結びついていない動画も見られた。てだこウォークや観光振興という名目で予算を活用しているのであれば、その事業目的に合った内容での動画にすべきであったと考えられる。

◆再発防止について

事業を実施していくにあたっては、事業目的に合致しない部分があることが少しでも想定される場合は、計画自体を見直し、誤解を与えないような事業実施に努めるものとする。

③【事業者の選定は妥当であったか】

本事業の受託事業者(TikTokクリエイター)については、特定の者を選定し、随意契約を行った。しかしながら、事業者選定にあたっては一般公募が原則であり、他に請け負うことが出来る事業者はいなかったか等の調査が十分ではなかった。

◆再発防止について

事業者選定にあたっては、一般公募が原則であるという認識のもと十分な時間をかけて検討していくものとする。

④【委託する業務内容の検討は十分であったか】

本事業に係る業務内容は、契約書及び仕様書にて定められてはいたが、事業実施にあたって必要最小限の内容となっていた。受託者(クリエイター)の役割、発注者(市)の役割について、細部まで明確にされていなかったことが業務全体を通して市が受け身になってしまった要因の一つであると考えられる。

◆再発防止について

仕様書は、発注する側、受託する側、双方にとって認識を共有するための重要な書類となることから、作成にあたっては業務内容をできるだけ詳細に記載していくものとする。また、業務内容を担保するという意味合いもあることから、双方の役割を明確に取り決め記載していくものとする。

⑤【業務委託費の設計は妥当であったか】

業務委託費の設計については、一般的にインフルエンサーと呼ばれる者に発注

する際の相場及び受託者から取得した見積りを参考に設計しているが、情報収集が十分ではなかった。

◆再発防止について

業務委託費の設計にあたっては、可能な限り情報収集に努め、精度の高い設計書の作成に努めるものとする。

⑥【契約時における情報発信に関する注意は十分であったか】

受託事業者には、契約段階に委託契約書の中で「浦添市の定める例規その他の法令を遵守しなければならない」旨を記載し、その中で、ソーシャルメディア活用ガイドラインの存在を伝えていたが、細かい内容の説明が不十分であった。

調査委員会からの答申でも指摘されたとおり、ソーシャルメディア活用ガイドラインや行政内部の事務遂行等に対して定められた規定等、その効力が外部の者には及ばないものについては、契約書等に禁止事項や注意事項を明記し、口頭でも説明等をするべきであった。

◆再発防止について

今後、実際に契約手続きを行う際には、時間をかけて発注者、受託者お互いで遵守すべき事項を確認し、契約書内の法令等の共通認識を図っていくものとする。

⑦【変更契約内容及び契約額については妥当であったか】

事業をスタートさせ一月が経過した時点で、当初想定していた配信スケジュール通りに事業を進めていくことは困難であるということが判明し、業務内容の見直しを図り、一月あたりの配信本数を減としている。

動画を投稿するまでにかかる調整時間等が当初の想定の数倍以上であることを協議したうえでの減であり、契約書自体には変更が生じないため協議書を交わし処理しているが、変更内容が契約の重要な事項であるため、改めて契約書を交わしたほうがより適切であったと考えられる。

◆再発防止について

事業の当初段階で業務内容を変更した最大の要因は、契約時の配信回数の見通しが著しく甘かったことが原因であり、今後は契約する段階で精査する期間をしっかりと確保したうえで事業にあたっていく必要がある。

また、今回の変更内容を変更協議で済ませていたのは丁寧な事務処理とは言い難く、今後、同様な事例があった場合には、その変更する事項の重要性を鑑み、適切な事務執行に努めていくこととする。

⑧【業務実績の効果・検証は十分であったか】

本事業に関してどのような効果があがっていたかという検証については、投稿された動画のフォロワー数や再生回数を主に指標としていた。ただこウォークや観光振興に資するための予算を活用したのであれば、ただこウォークや観光誘客に直接どれほどの影響があったのかで効果を検証すべきであり、事業目的に沿った効果・検証が十分ではなかった。

◆再発防止について

事業を実施する際は、その事業の目的に沿った指標を明確にしたうえで、アンケート調査などを活用し、具体的に効果検証を図っていくものとする。

⑨【動画投稿に係るチェック体制や事務決裁は適正であったか】

本事業を実施するにあたっては、スピード感を重視し、事業実施に係る調整及び意思決定までを関係者で構成されたグループLINE上で行っていた。

このことは、調査委員会からの答申でも指摘されたとおり、浦添市文書取扱規程及び浦添市事務決裁規程に反する不適切な事務手続きであり、本来であれば文書取扱規程第19条に規定する起案文書を作成したうえで事務決裁規程に基づく決裁処理を行うことが必要であった。

◆再発防止について

今後は、関係法令に基づき適正な事務処理に努めるものとする。

⑩【正式な手続きを経ずに動画が配信されたこと（26本目関連）について】

令和5年10月31日に配信された26本目の動画については、事業の所管課である観光振興課ではなく国際交流課長（前観光振興課長）であった職員が、市長からの指示のもと個人で所有している機器から動画を配信した。

当該行為については、令和6年2月29日付の企画部長からの意見にあるとおり、浦添市情報セキュリティ基本方針及び浦添市情報セキュリティ対策基準に適

さない行為である。

しかしながら、動画を投稿した職員については、本事業の内容が観光振興にとどまらず市のPRという側面もあることから、観光振興課から国際交流課へ全面的に協力してほしい旨の依頼をしていたこともあり、実際、事業開始当初より連携体制のもと事業に関わっていたため、一概に部外者であるとは言い切れない側面もある。

また、結果的に観光振興課が関わっていないうえでの投稿となってしまったが、当該職員も初め観光振興課へ話をするよう促しており、事業に関わってきた責任感からやむを得ず実行したものと思われる。とはいえ、当該行為については手続き上不適切であり、動画を投稿した当該職員、また外部から投稿できる環境を許したアカウント管理者である観光振興課長、いずれも情報セキュリティに対する意識が欠如していた。

◆再発防止について

情報セキュリティ研修を受講し、日頃から情報セキュリティ対策基準を意識したうえで業務にあたるものとする。

2. 情報発信

(情報発信を適正に行うための取り組みについて)

(1) 検証項目

① 【投稿動画における不適切な表現】

下記「1～4」の投稿動画において、不適切な表現や差別的またはハラスメントに該当するような内容であることから、令和6年7月4日を以て動画を非公開とした。また、「5～7」の投稿動画については、不適切な表現とまでは言わないものの、伏せ字を使うなど、視聴した方に要らぬ詮索を招く可能性がある。今後は、発言及び発信する情報は正確を期すとともに、その内容について誤解を招かない様に留意することとする。

(浦添市ソーシャルメディア調査委員会 答申より)

1. 1月13日配信(12本目、市長がチンピラに絡まれた)

新成人をチンピラと表現したり「やる」というセリフだったり、暴力的な表現が多く、沖縄の成人式を暗に揶揄しているかのようにもとれる動画となっている。

2. 3月2日配信(17本目、市長がセーラー服?)

男性がセーラー服を手にとることを一律に異常な行為のように表現している。しかし、これは、例えば保護者が子どもの制服を選ぶ場合や、周囲からは男性と思われているトランス女性がセーラー服を手に取りたいと思うことを躊躇わせてしまうこととなり問題である。又、そもそも非常に意義のある事業をこのような形で紹介することに、事業への敬意が感じられない。

3. 5月19日配信(22本目、市長、勤務中にワインかよ。)

勤務中に飲酒するかのような不適切な場面設定となっている。さらに、飲酒の場では、女性が男性を接待するという性的役割分担の意識が強く見える。

4. 6月27日配信(25本目、ホテルアラクージュ)

勤務中の従業員に制服以外の服装をさせた上で、「美女」「若い女性」等

の業務内ではセクハラと捉えられる可能性のある表現を用いた映像となっている。さらに、勤務中の従業員をプールに誘うことから従業員の職業への敬意が感じられない。

5. 10月21日配信（3本目、市役所職員の服装について）
 - ・見た目という表現はルッキズムの点から問題となりうる発言。
 - ・最後に市長のコミカルなオチが入り、多くの動画にそれが見受けられる。
6. 1月5日配信（11本目、市民の女の子にキレられる市長）
 - ・女性に対して女の子という表現を使っており、大人を子ども扱いにしている。
 - ・伏せ字を使う（言葉を途中で切る）ことで違う言葉を連想させてしまう。
 - ・市長を叱るのはいつも女性職員という点が、子どものいたずらを叱るのは母親かのような性別役割分担意識に類似した意識が見える。
7. 6月9日配信（24本目、保育コンシェルジュ）
 - ・市長を叱るのはいつも女性職員という点が、子どものいたずらを叱るのは母親かのような性別役割分担意識に類似した意識が見える。

② 【媒体の選定】

本事業は、TikTok を利活用することが前提となっていたが、本来、SNS を選定するにあたっては、その事業において「誰に」「何を」「どの様に」伝えるのかを明確にする必要がある。今後は、新たに SNS を開設する際には、ターゲットや目的を明確にし、どの SNS を利用すべきか検討及び決定していくこととする。

③ 【事前の投稿内容チェック】

事前にグループ LINE 上で投稿動画の内容チェックを行っているものの、差別的、暴力的と捉えられる表現のまま投稿されていた。今後、市が発信する情報については、差別的、暴力的、ハラスメント等に抵触する表現がないか適正な事務処理に基づき決裁処理を行い、問題や誤解を招くことが想

定される場合、内容を見直した上で情報発信をすることとする。

(2) 再発防止策

① 【浦添市ソーシャルメディア活用ガイドラインの改正】

浦添市ソーシャルメディア活用ガイドラインは、市の公式 SNS を開始した平成 26 年 11 月から見直しがされておらず、今後、市の情報配信を適正に行うためにも、「市政運営に関する調査特別委員会」及び「浦添市ソーシャルメディア調査委員会」からの指摘事項を踏まえた改正により再発防止に努めるものとする。

■改正内容（時期：令和 6 年 11 月改正予定）

ガイドライン改正に向けて、1 回目のソーシャルメディア調査委員会を 7 月 22 日に開催済み。

- ・適用範囲（職員及び制作を委託された業者）
- ・SNS の選定基準
- ・行政内部の事務執行や決裁等に関する規程等の順守
- ・情報発信時のルール
- ・継続と終了の判断基準と方法

② 【ジェンダー、セクシャリティ、ハラスメント等に関する研修】

市長及び市の職員は、ジェンダー、セクシャリティ、ハラスメント等に関する研修を継続的に受講する。正しい認識を持つことで、SNS 情報発信だけではなく、ハラスメントを起こさない環境・体制を構築することに努める。

3. 職員の処分等

(1) 一般職

令和4年10月から令和5年6月にかけて実施された TikTok を活用した事業（令和4年度：てだこウォーク誘客促進実証実験事業、令和5年度：SNS（TikTok）を活用した浦添PR事業）について不適切な事務執行が認められるため

処分内容 訓告（文書）課長級2名、訓告（口頭）部長級3名

処分年月日 令和6年9月25日以降（予定）

(2) 市長

今回の TikTok 事業に係る一連の責任として、市長は給料を減額する意向